



第1回

吉野川市上下水道事業経営審議会

下水道事業の経営戦略ならびに
料金改定の必要性について

令和6年7月26日

次 第

1. 上下水道事業経営審議会の概要
2. 経営戦略の質を高めるための取組
3. 本市下水道経営戦略の策定状況
4. 本市下水道の現況
5. 投資・財政計画（現状）
6. 収支ギャップ解消の取組

1. 上下水道事業経営審議会の概要

(1) 審議会の目的

本市下水道事業は、「下水道事業の経営戦略ならびに料金の検討について」（令和元年9月18日付け吉下第80号）の答申を基に、現経営戦略中間見直し時期である令和5年度に経営戦略改定を行い、令和元年度より開始した企業会計導入に伴う財政状態ならびに令和3年度開始の浄化槽汚泥等投入事業の効果を検証したうえで、下水道使用料改定を検討し、「下水道事業経営戦略（素案）」を作成しました。

今年度、経営戦略の素案を基に幅広く意見を求め検討する「**上下水道事業経営審議会**」を設置し、下水道使用料の改定の必要性について、経営健全化を目標に進めてまいりたいと考えています。

1. 上下水道事業経営審議会の概要

(2) 委員の紹介

(敬称略)

	区 分	職 名	氏 名	備 考
1	四国大学	経営情報学部 教授	おがさわら あきら 小 笠 原 章	
2	吉野川商工会議所	専務理事	かわまた だいさく 川 真 田 大 作	
3	吉野川市商工会	事務局長	みきひろ ゆき 三 木 啓 行	
4	吉野川市社会福祉協議会	事務局長	みやもと よういち 宮 本 陽 一	
5	吉野川市自治会連合会	会 長	まつばら いさお 松 原 勲	
6	吉野川市婦人団体連合会	会 長	きしま やすこ 喜 島 寧 子	
7	森博則税理士事務所	税理士	もり ひろ のり 森 博 則	
8				
9				
10				

1. 上下水道事業経営審議会の概要

(3) スケジュール

内容	2024/6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025/1月	2月	3月
議会										経営戦略の策定を報告
審議会	委員選任	第1回審議会		第2回審議会		第3回審議会	答申			
広報							パブリックコメントの事前周知	経営戦略の素案を公表し、意見を募集する	パブリックコメントの結果を公表する	
その他							市長説明			

1. 上下水道事業経営審議会の概要

(4) 上下水道事業経営審議会の主な内容

第1回 審議会

- ▶ 審議会の概要
- ▶ 経営戦略(素案)
 - 策定状況
 - 下水道の現況
 - 投資・財政計画(現状)
 - 収支ギャップ解消の取組

第2回 審議会

- ▶ 投資・財政計画(検討)
 - 使用料単価
 - 使用料改定(案)

第3回 審議会

- ▶ 答申(案)
 - 下水道事業の健全な運営のあり方

2. 経営戦略の質を高めるための取組

(1) 国（総務省）の通知 ①

『公営企業の経営に当たっての留意事項について』

(平成26年8月29日付通知) の概要

■ 基本的な考え方（抜粋）

- ・人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中で、サービスの安定的な継続のためには、不断の経営健全化等が必要。
- ・中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要。
 - 本市下水道事業は、令和2年2月に「経営戦略」を策定・公表
- ・損益や資産等の適確な把握のため、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入が必要。
 - 本市下水道事業は、平成31年4月より「公営企業会計」を開始

2. 経営戦略の質を高めるための取組

(2) 国（総務省）の通知 ②

『経営戦略の改定推進について』（令和4年1月25日付通知）

■ 概要

・経営戦略については、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3年から5年内の見直しを行うことが重要。

■ 質を高めるための取組

- ① 計画期間における具体的な取組・目標等が記載されている
- ② 料金水準が適切なものであるか検討されている
- ③ 投資財政計画に含むべき事項
⇒ 次のスライドに掲げる内容

2. 経営戦略の質を高めるための取組

投資・財政計画に含むべき事項



その1

今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映



その2

施設の老朽化を踏まえた将来における更新費用の的確な反映



その3

維持管理費、委託費、動力費等、物価上昇傾向の的確な反映



上記3項目等を反映した上での収支維持を図るため、必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討を行うこと

3. 本市下水道経営戦略の策定状況

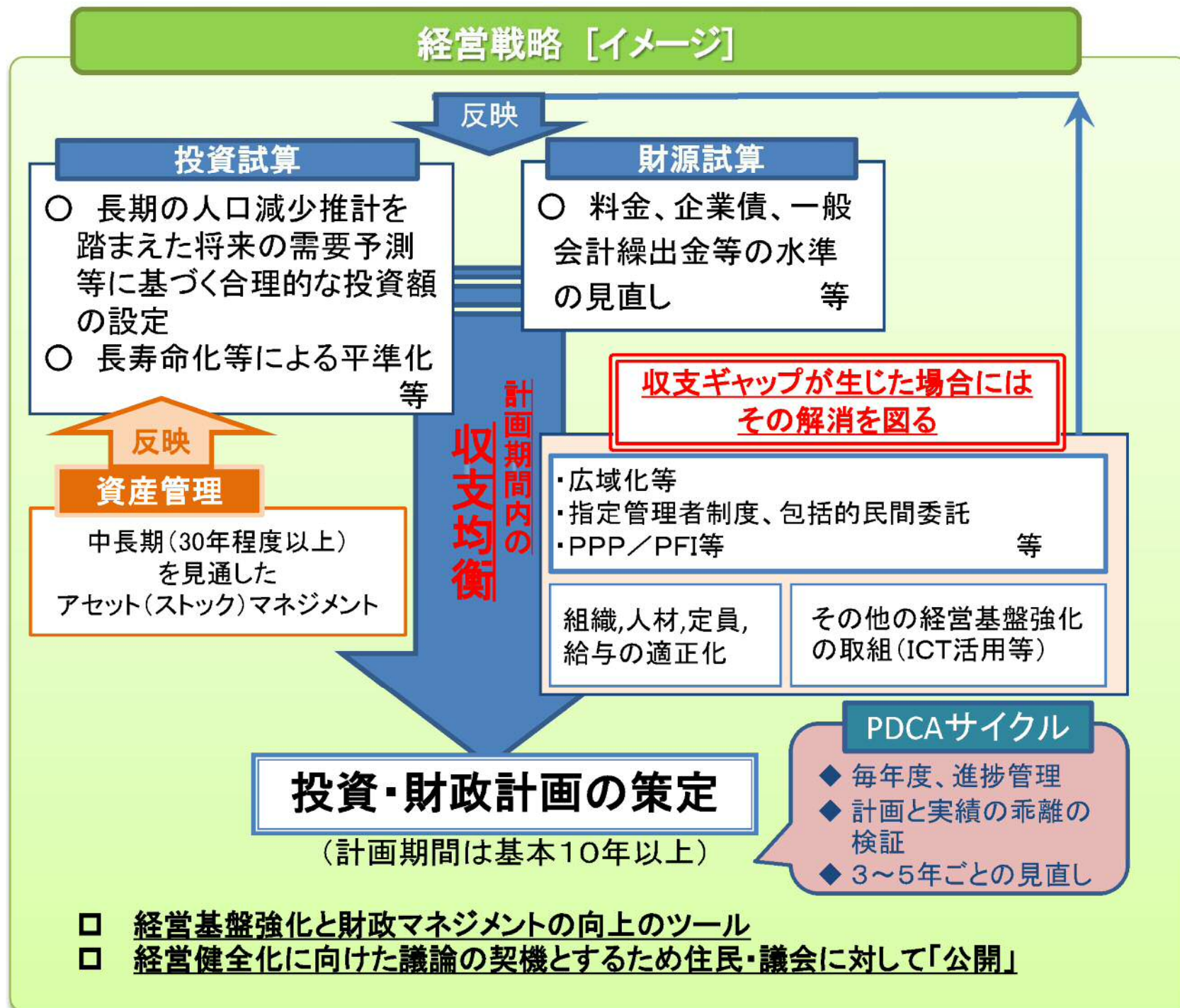
(1) 令和5年度に経営戦略（素案）を策定

■ 対象事業

- ・公共下水道
- ・特定環境保全公共下水道
- ・農業集落排水

■ 改定の趣旨

現経営戦略は策定後5年が経過し、中間見直し時期が到来したことから、本市施策ならびに下水道事業計画を反映しつつ、物価上昇等の社会経済情勢の変化を踏まえた投資・財政計画の見直しを行い、質の高い「吉野川市下水道事業経営戦略」(計画期間10年:令和6(2024)～令和15(2033)年度)を令和6年3月に改定しました。(現時点は、「経営戦略(素案)」という)



3. 本市下水道経営戦略の策定状況

(2) 将来の事業環境の予測

- ・将来の事業環境の予測を行うに当たっては、**処理区域内人口の予測**が重要となります。
- ・**処理区域内人口※**は、下水道事業の上位計画と整合を図るため、「**吉野川市汚水処理施設整備構想（令和4年3月）**」（以下、「整備構想」という）を基本としています。

※行政人口は「吉野川市人口ビジョン」〔社人研(国立社会保障・人口問題研究所)〕の推計人口を採用

- ・整備構想における処理区域内人口の設定方針及び推計は、次のとおりです。(次頁のスライド参照)

3. 本市下水道経営戦略の策定状況

▶ 処理区域内人口の設定方針

■ 公共下水道及び特定環境保全公共下水道

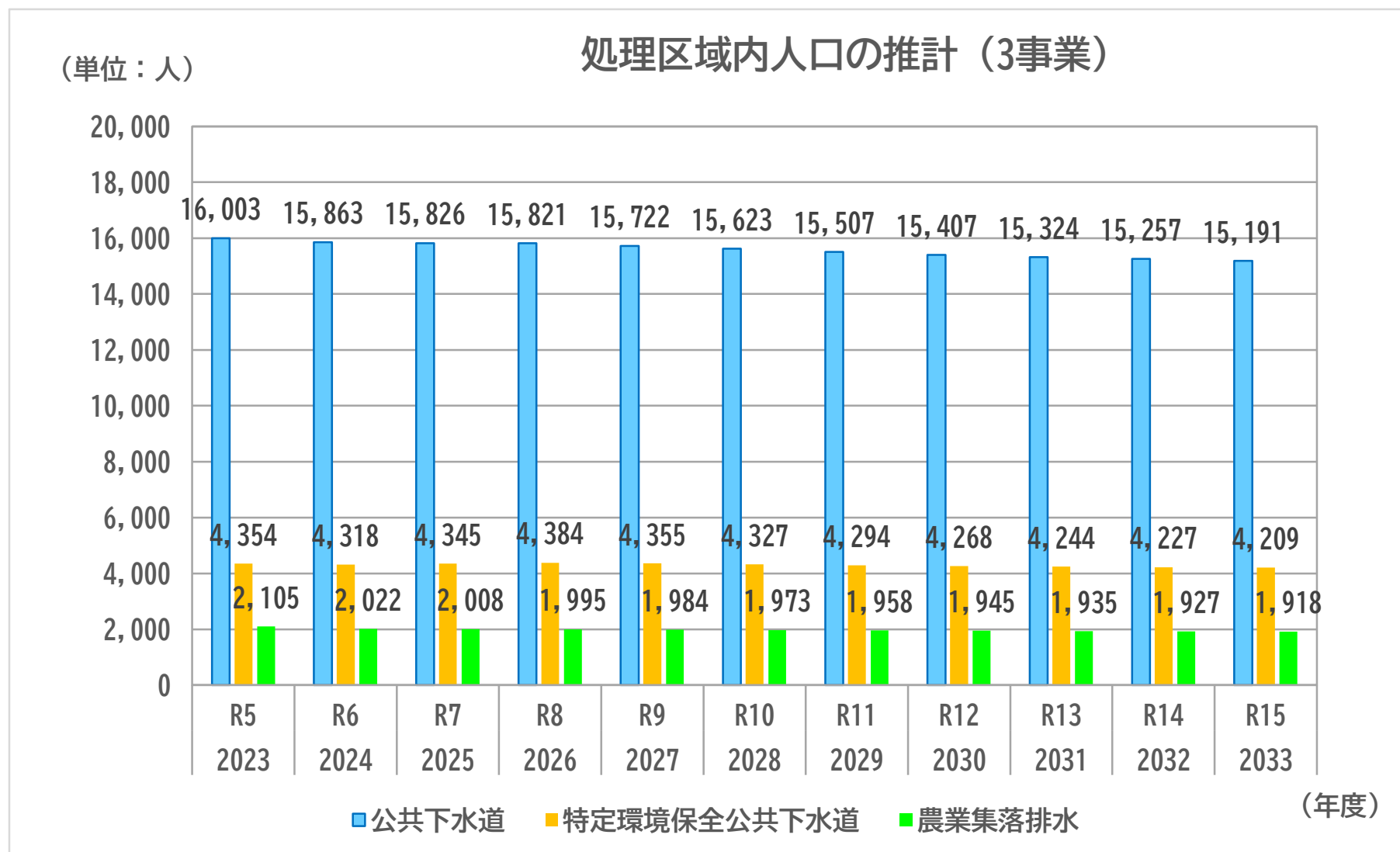
- ・整備面積の拡大に伴う処理区内人口の増加と人口減少率を見込んで算出しています。

■ 農業集落排水

- ・令和2年度(現況)において、すでに整備が完了しているため、処理区内における人口減少率を見込んで算出しています。

3. 本市下水道経営戦略の策定状況

▶ 処理区域内人口の推計



4. 本市下水道の現況

(1) 下水道の現況

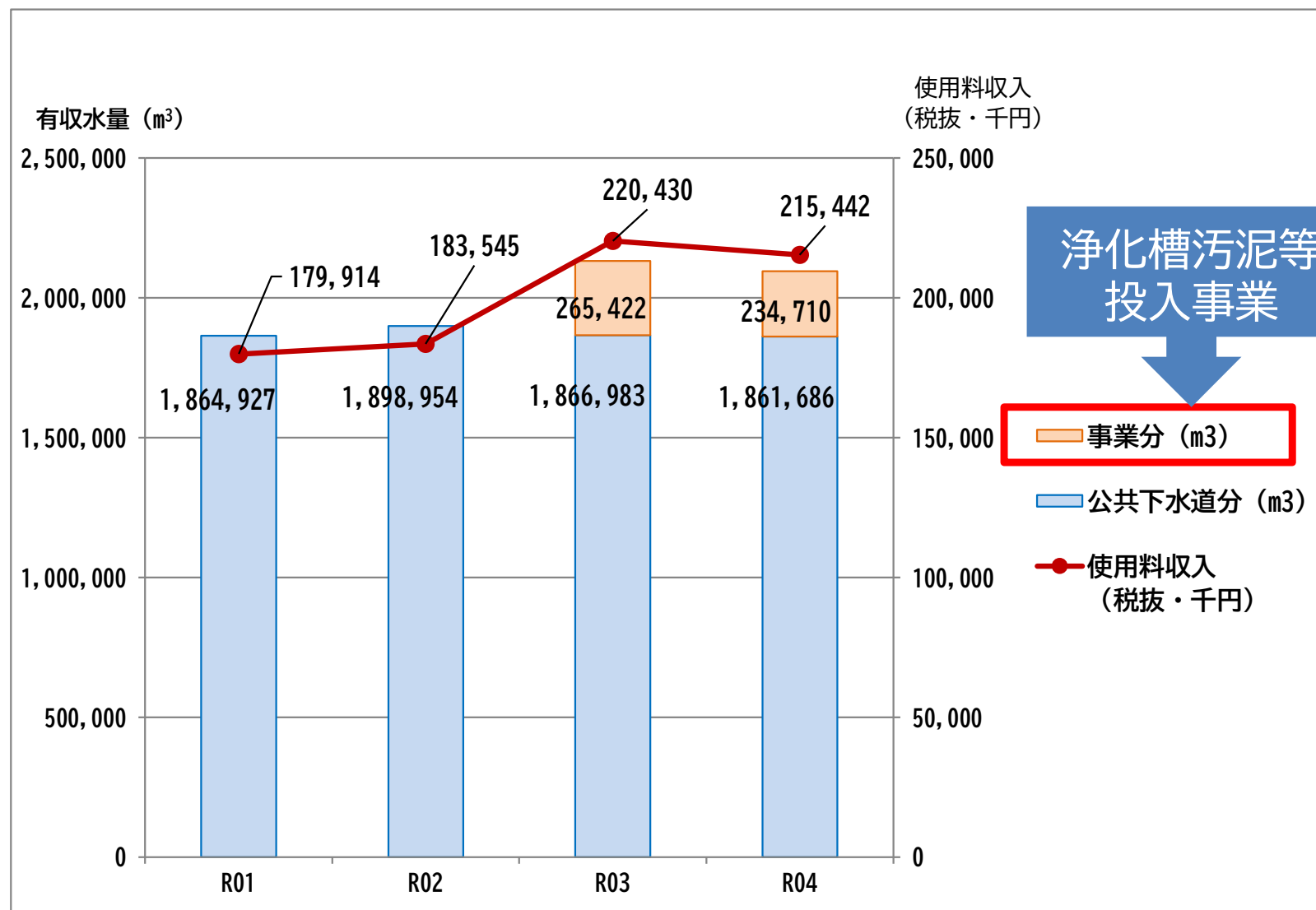
施設・普及等の状況（令和5年度末）									
地方公営企業法適用	平成31年4月1日法適用（全部適用）開始								
流域下水道接続	なし								
処理方式	分流式								
普及状況 （事業／処理区・ 供用開始）	全合計	公共 下水道	特定環境保全 公共下水道		公共 ・計	農業集落排水			農集 ・計
		鴨島 H4.10	川島 H19.3	山川 H17.3		神後 H14.4	山崎南 H9.4	川田北 H15.4	
処理区域面積(ha)：①	1,065.7	728.9	67.5	114.8	911.2	40.5	40.0	74.0	154.5
行政区域人口(人)：②	37,953	21,790	6,586	8,820	37,953	—	—	—	—
供用開始区域人口(人)：③ ※農集の世帯は「加入済」	22,065	15,883	1,782	2,391	20,056	(274) 756	(250) 584	(277) 669	(801) 2,009
水洗化済人口(人)：④	17,234	13,557	849	1,278	15,684	(237) 499	(232) 527	(236) 524	(705) 1,550
処理区域内人口密度 (人/ha)：③÷①	20.70	21.79	26.40	20.83	22.01	18.67	14.60	9.04	13.00
普及率 (人口割合：％) ③÷②	58.14	72.89	27.06	27.11	52.84	—	—	—	—
水洗化率(人口・世帯 割合：％) ④÷③	78.11	85.36	47.64	53.45	78.20	86.50	92.80	85.20	88.01

※行政区域人口②の「公共・計」は、美郷地区の人口（751人）を加算しています。

農業集落排水事業の水洗化率は、世帯割合であるため、カッコは世帯数を示しています。

4. 本市下水道の現況

(2) 有収水量と使用料収入の推移 (公共)



4. 本市下水道の現況

● 浄化槽汚泥等投入事業について

▶ 「浄化槽汚泥等投入事業」の搬入実績量及び負担金

年度	搬入量 (t)	希釈倍率30 汚水量 (m3)	単価 (m3/円)	負担金算定額 (円)	負担金 (税込：円)	負担金 (税抜：円)
令和3年度	8,847.405	265,422.15	165	43,794,655	43,794,600	39,813,280
令和4年度	7,823.665	234,709.95	165	38,727,142	38,727,080	35,206,442
令和5年度	7,930.720	237,921.60	165	39,257,064	39,257,010	35,688,196
計	24,601.790	738,053.70		121,778,861	121,778,690	110,707,918
平均(3ヵ年)	8,200.597	246,017.90		40,592,954	40,592,897	36,902,639

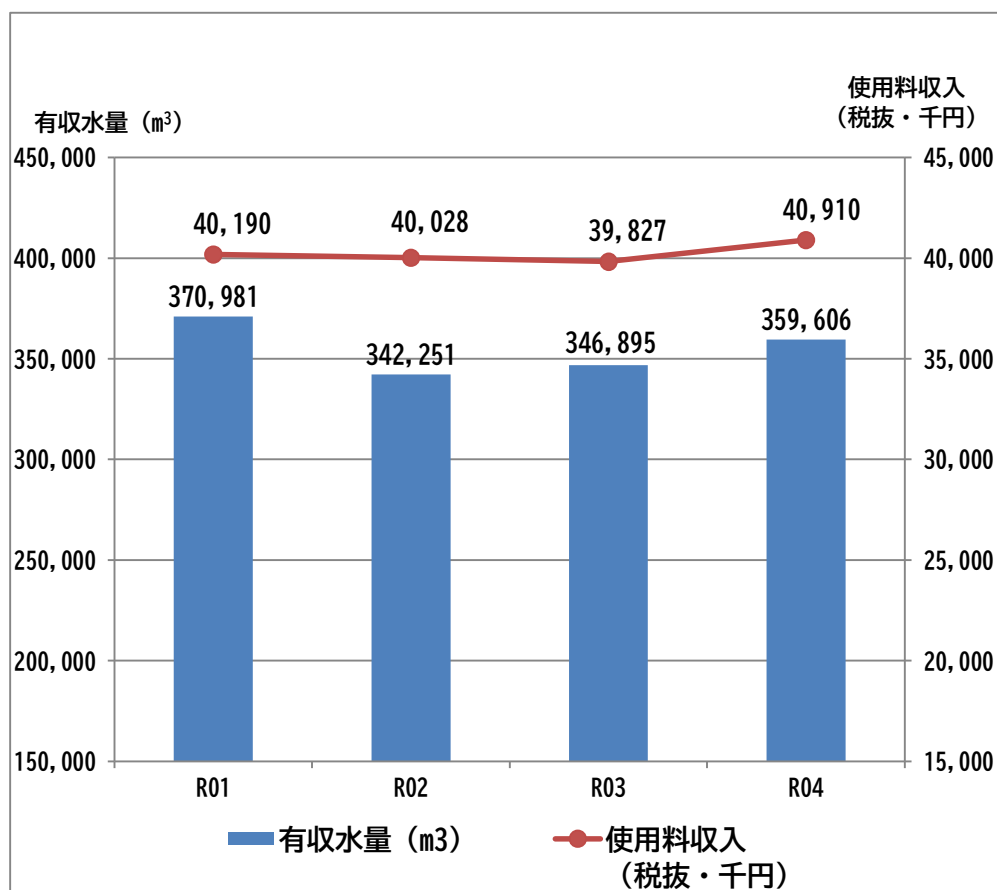
※赤囲みは前頁の搬入量を示す

営業収益（他会計負担金）

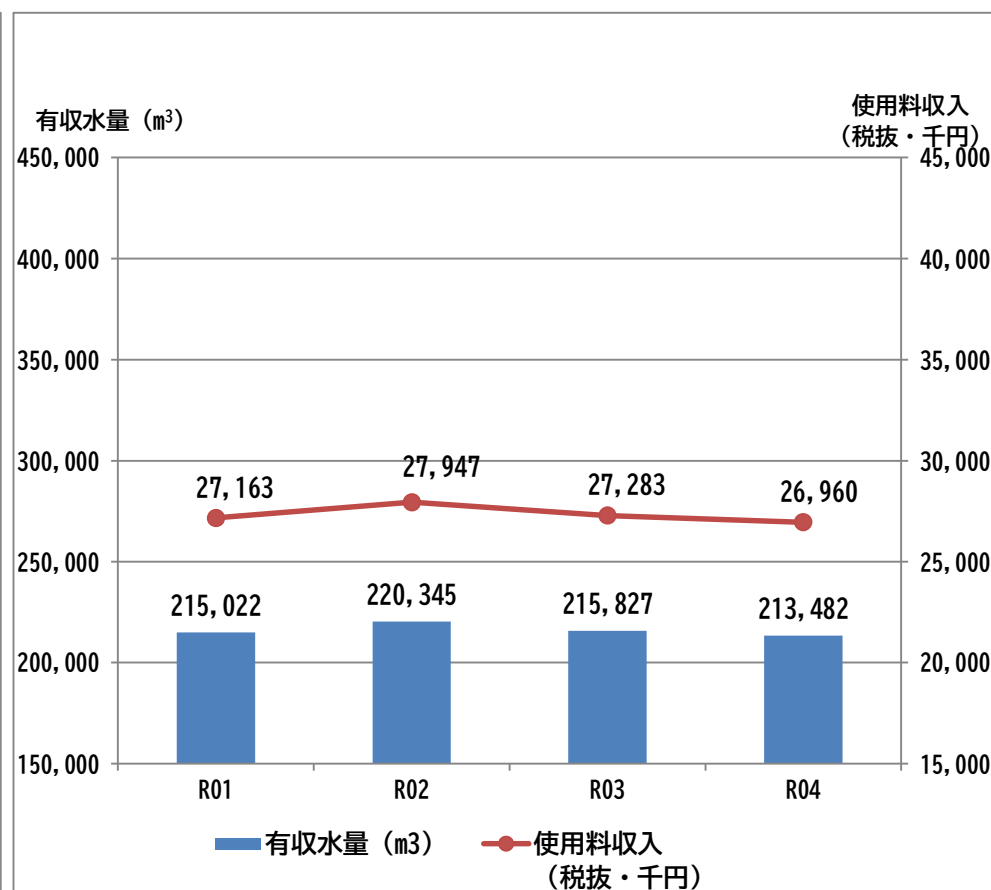
↓
36,900,000

4. 本市下水道の現況

(2) 有収水量と使用料収入の推移（特環・農集）



【特定環境保全公共下水道】



【農業集落排水】

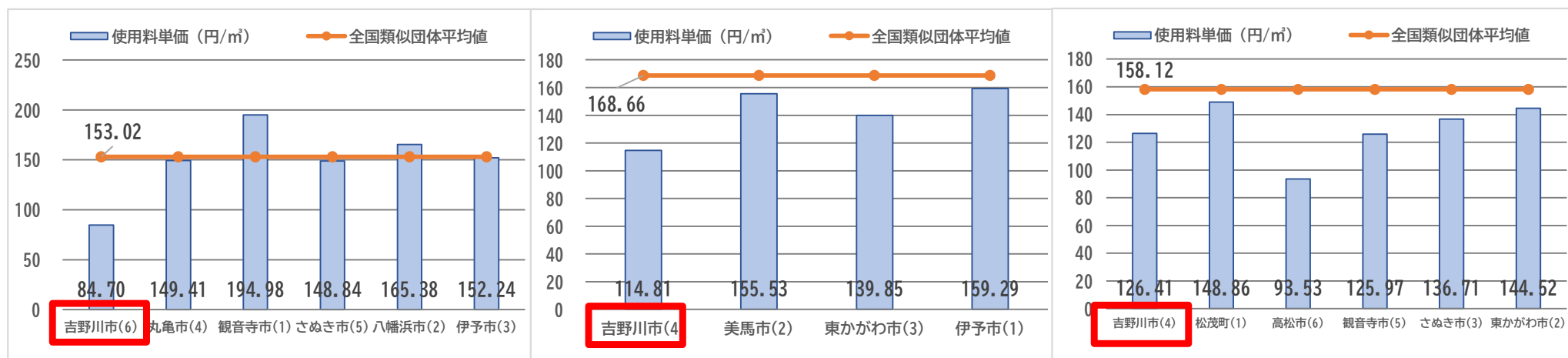
4. 本市下水道の現況

(3) 経営上の課題

■ 使用料単価（一般家庭汚水を対象）

解説：下水の利用水量（有収水量）1m³当たりの使用料単価

下図は、令和3年度経営比較分析表を活用した現状分析を示しています



【公共下水道】

【特定環境保全公共下水道】

【農業集落排水】

▶ 注記

公共下水道の使用料単価は、浄化槽汚泥等投入事業を含んだ利用水量を使用料収入で除しています(180,617千円÷2,132,405m³ = 84.70円/m³)

4. 本市下水道の現況

(3) 経営上の課題

▶ 下水道使用料単価

P-5に示す「公営企業の経営に当たっての留意事項について」より

・3事業すべて国が示す経営努力値150円/m³未満

事業区分	① 下水道使用料収入 (千円)		②有収水量 (m ³)		③ 使用料単価 (円/m ³)	
	R03	R04	R03	R04	R03	R04
公共下水道	220,430	215,442	2,132,405	2,096,396	103.4	102.8
公共下水道分	180,617	180,236	1,866,983	1,861,686	96.7	96.8
浄化槽汚泥等投入事業分※-1	39,813	35,206	265,422	234,710	150.0	150.0
特定環境保全公共下水道	39,827	40,910	346,895	359,606	114.8	113.8
農業集落排水	27,283	26,960	215,827	213,482	126.4	126.3

※-1:浄化槽汚泥等投入事業分の下水道使用料については、経理上、負担金収入として計上される。

※-2: ③=①÷②×1,000

【公共下水道について】

・使用料単価は、上表のとおり「公共下水道分」と「浄化槽汚泥等投入事業分」に区分されます。

・「浄化槽汚泥等投入事業分」を含む、全量に対する令和4年度の使用料単価は、102.8円/m³となります。

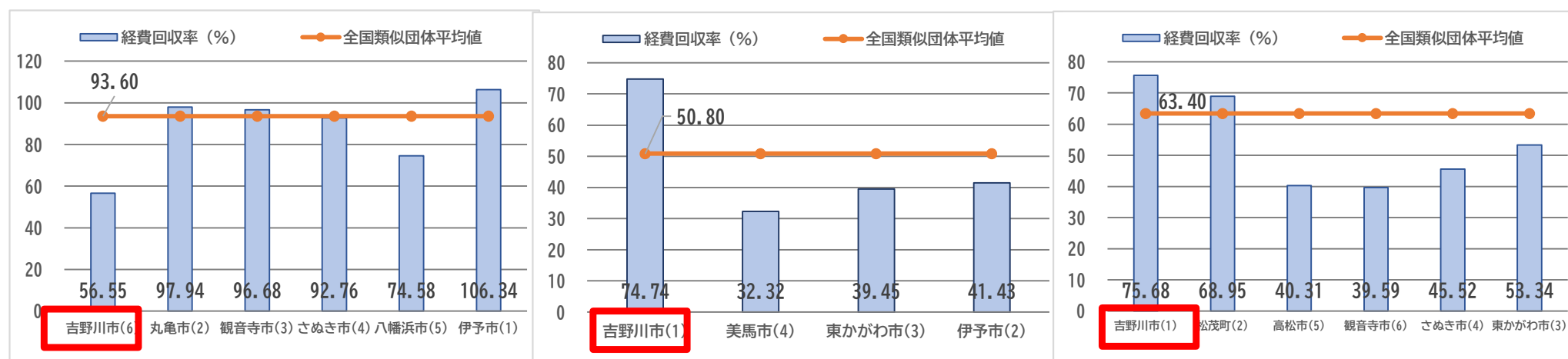
4. 本市下水道の現況

(3) 経営上の課題

■ 経費回収率

解説：使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表した率

下図は、令和3年度経営比較分析表を活用した現状分析を示しています



【公共下水道】

【特定環境保全公共下水道】

【農業集落排水】

▶ 所見

3事業とも100%を下回っており、一般会計からの繰入金〔基準外〕に依存している状況

4. 本市下水道の現況

(4) 経営上の課題 【まとめ】

■ 使用料単価

全国類似団体の中で低単価となっています。

※公共下水道は、令和3年度開始の浄化槽汚泥等投入事業を加味しても安価

■ 経費回収率

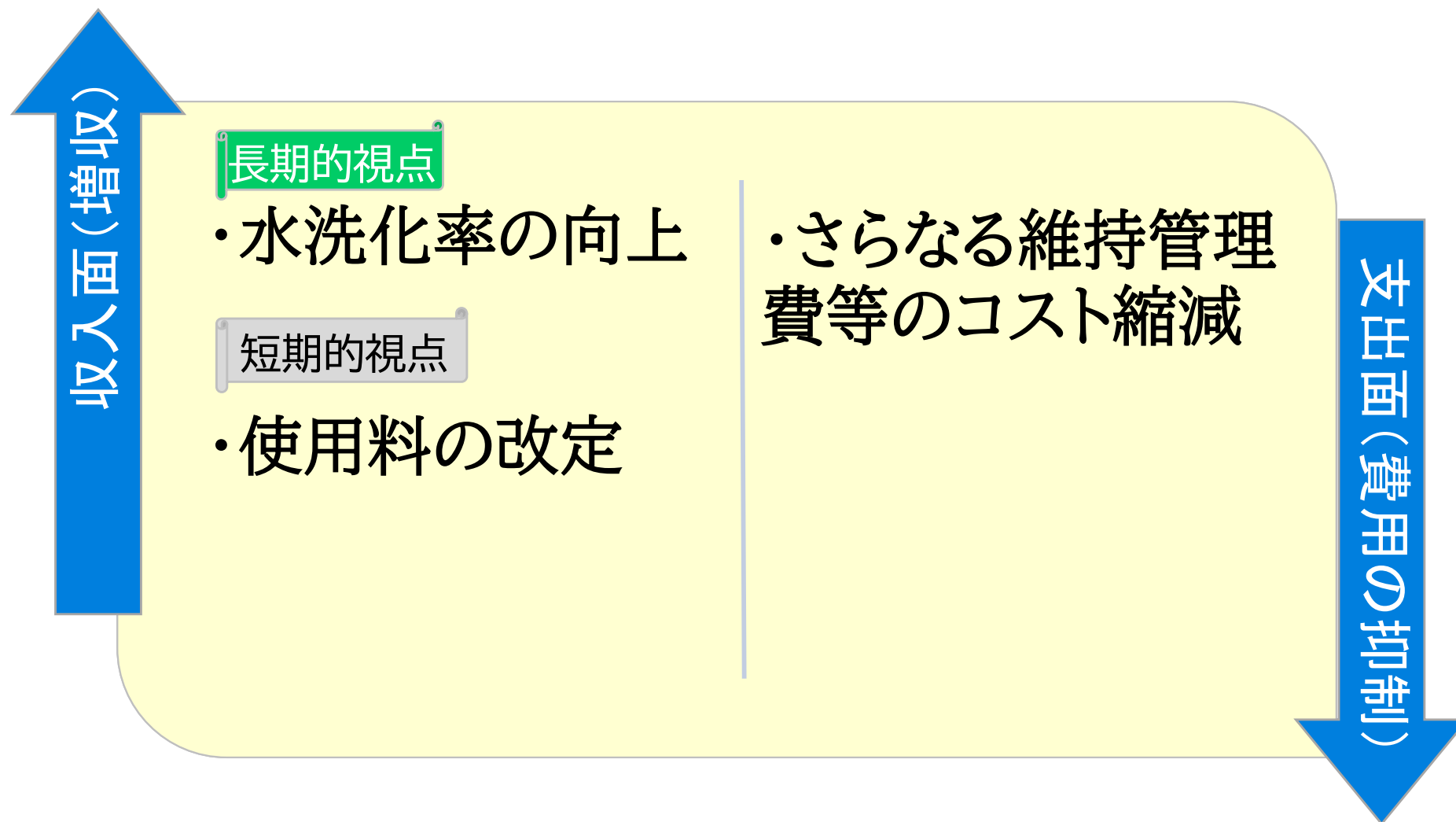
56(公共)～76%であり、繰入金に依存しています。

■ 経営改善の必要性

今後は、繰入金〔基準外〕を抑制しつつ、経費回収率が100%となるように経営の改善を図る必要があります。

4. 本市下水道の現況

(5) 経営上の課題への方策



5. 投資・財政計画（現状）

（１）投資・財政計画（現状）の策定

■ 計画策定期間

2024（令和6）年から2033（令和15）年（10年間）

■ 計画策定の考え方

① 当年度純利益

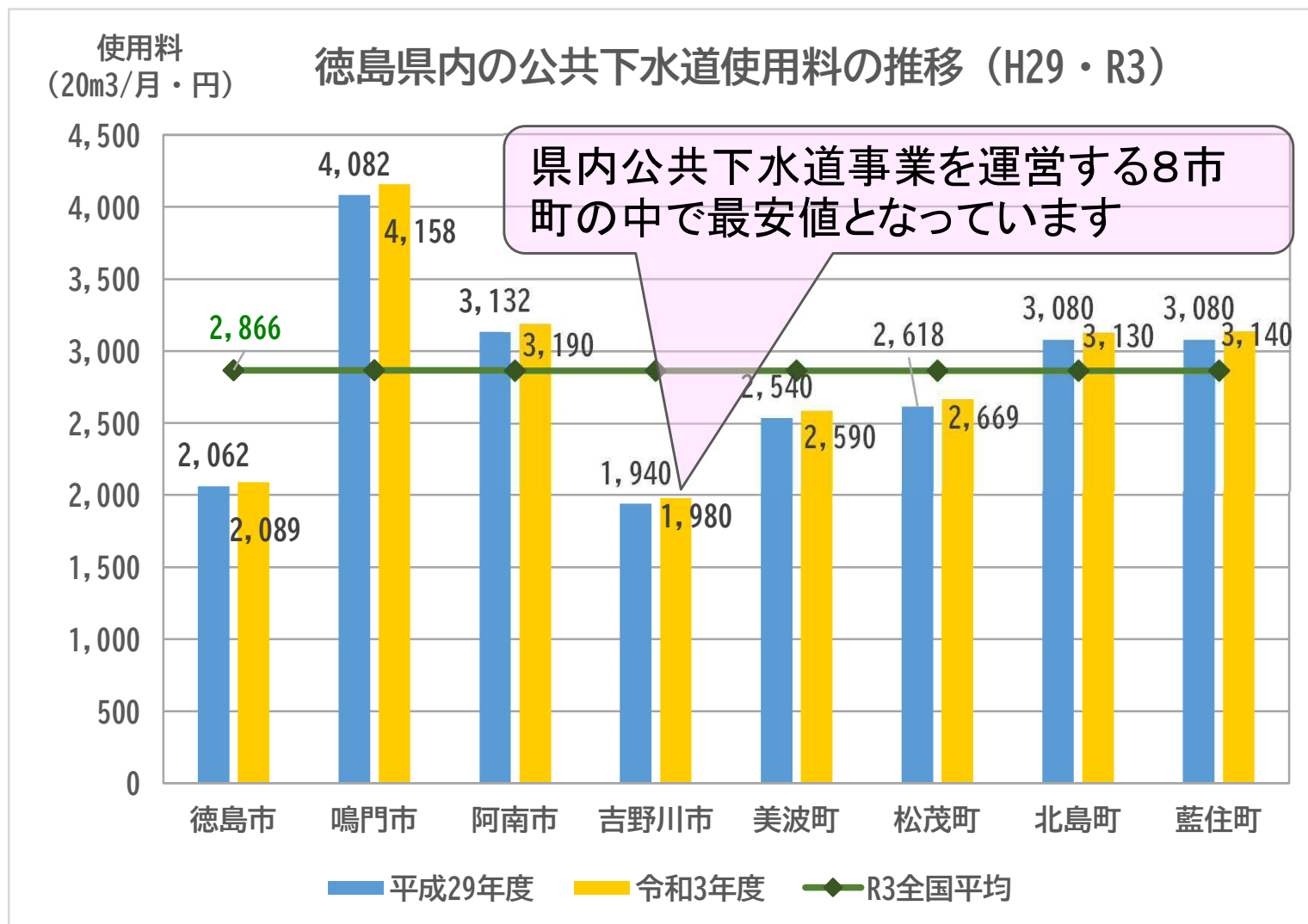
当年度純利益が「0」となるように他会計補助金（基準外繰入金）を調整しています。

② 資本費平準化債

発行可能額算定は、発行可能額拡充（R6より適用）を見込んでいません（厳しい資金繰りとしています）。

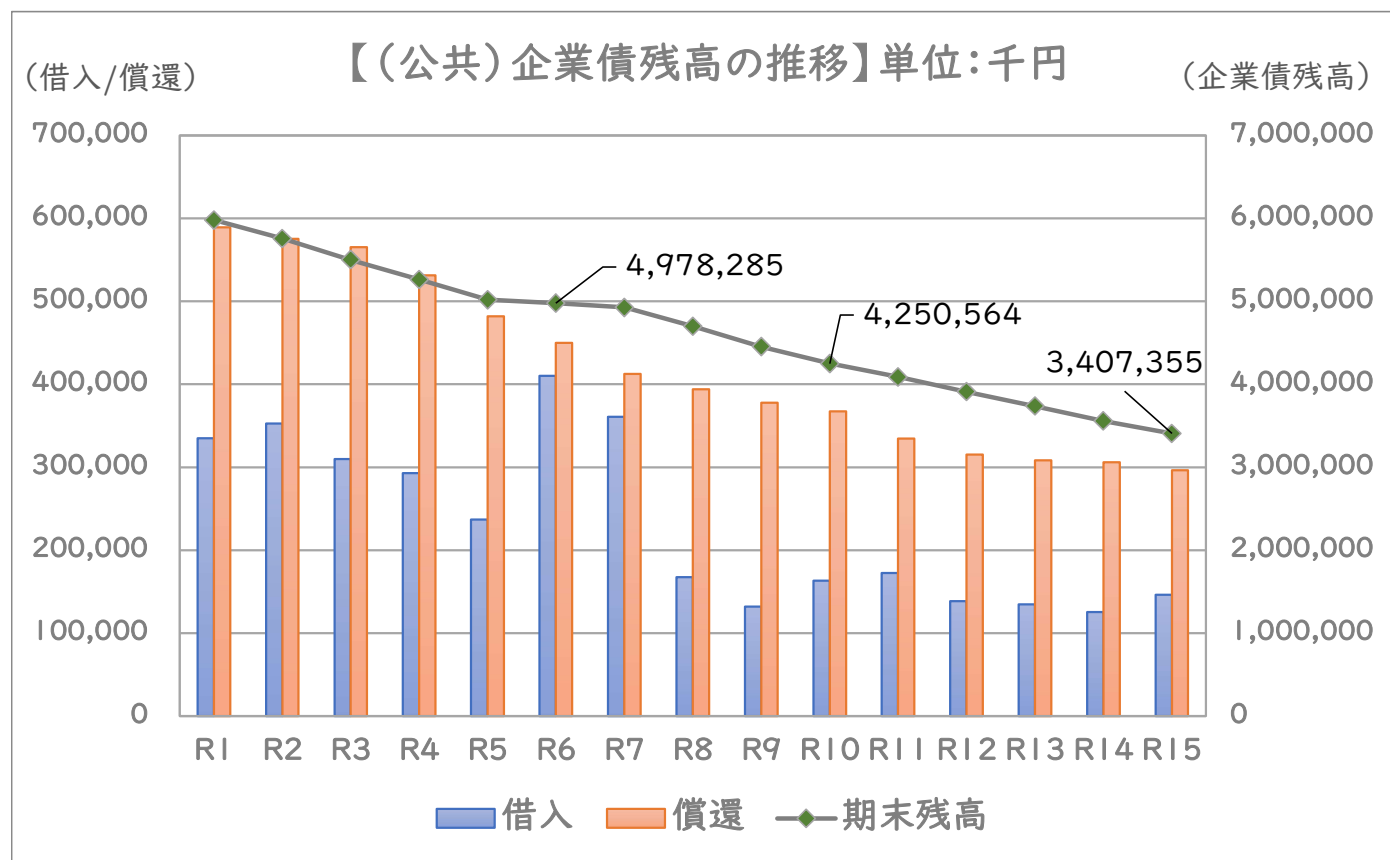
5. 投資・財政計画（現状）

（2）徳島県内の公共下水道使用料の状況



5. 投資・財政計画（現状）

（3）公共下水道（企業債借入・償還と残高）



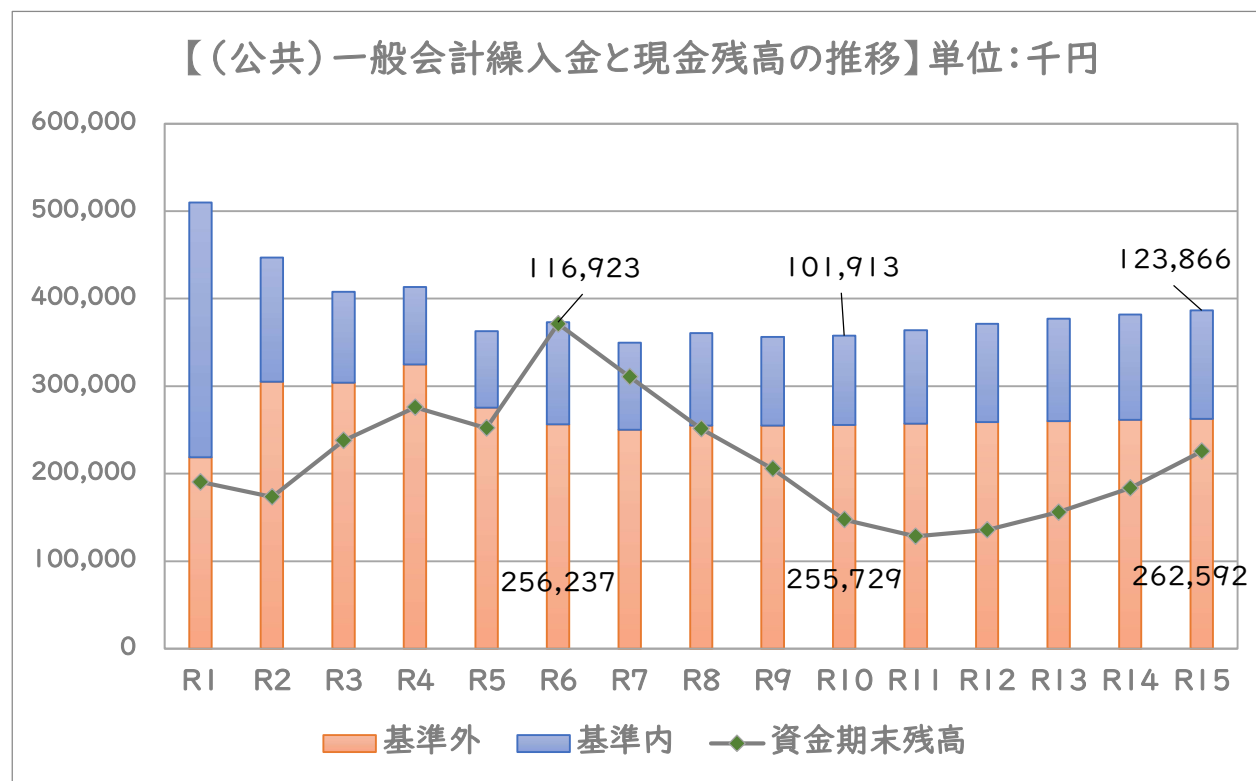
▶ 所見

企業債は償還金を超えない借入予定であり、企業債残高は逡減する見通しです。（R5年度：5,018百万円 R15年度：3,407百万円）

5. 投資・財政計画（現状）

（４）公共下水道（繰入金〔基準内・基準外〕）

■ 下水道使用料は現使用料水準としています



▶ 所見

繰入金は、基準外繰入に大きく依存しています。（R5年度：256百万円 R15年度：263百万円）

6. 収支ギャップ解消の取組

(1) 経営の効率化及び健全化

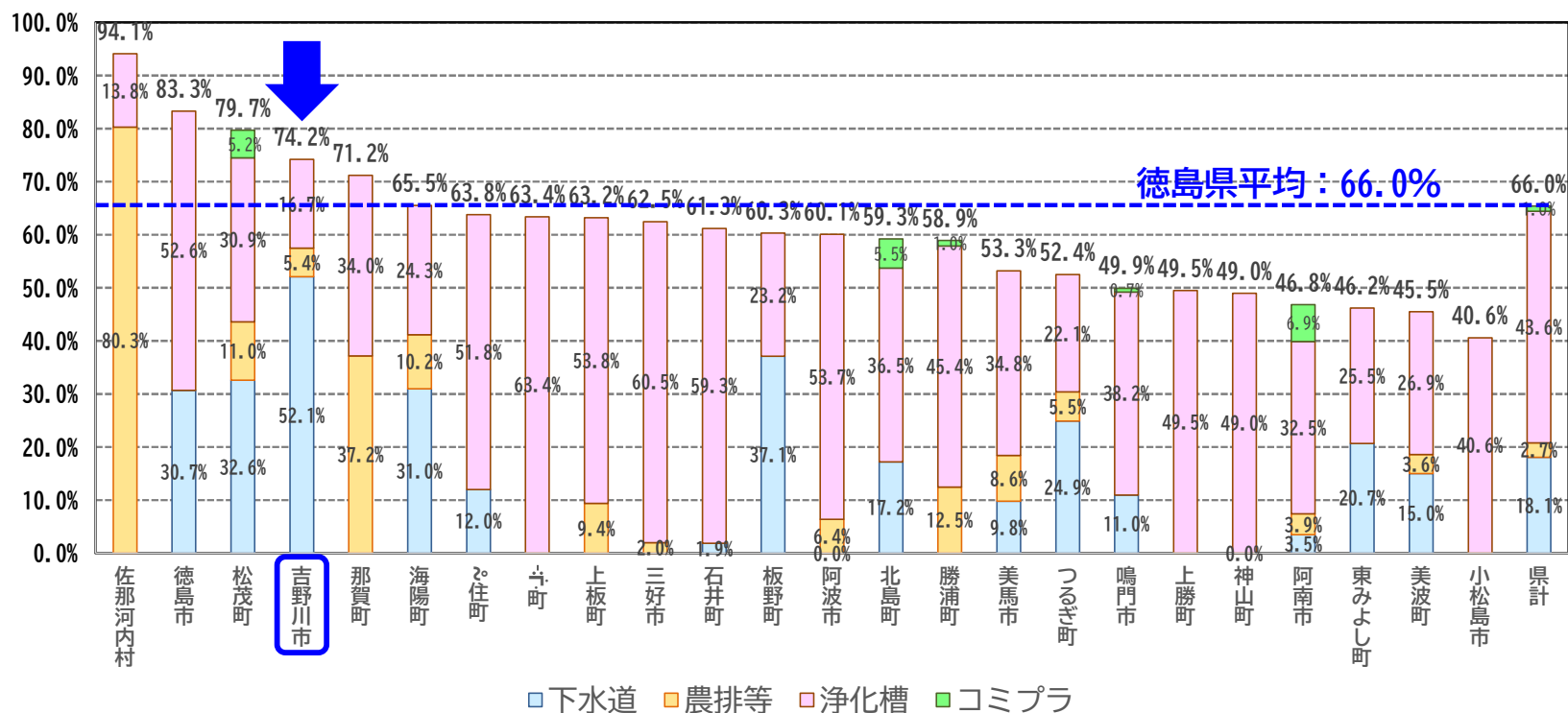
施 策	方向性		内 容
	短期	長期	
① 水洗化率の向上		○	水洗化率の向上による増収を図ります。 ▶ 広報活動の充実、個別訪問の推進を実施していきます。
② 下水道使用料の改定	○		使用料の改定による増収を図ります。 ▶ 健全な運営を図るために、使用料改定を検討します。
③ 民間活用の検討		○	民間活用【民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携(PPP/PFI手法)】の推進を検討し、さらなる効率的な事業運営などによる経費の支出抑制を図ります。 ▶ すべての終末処理場において運転管理は、民間委託しています。
④ 広域化の検討		○	市町村界をまたいだ広域化は、本市周辺の地勢及び周辺自治体の下水道整備の現況から、現実性に乏しいといえます。 本市における広域化は、市町村合併により所管する6箇所の汚水処理施設についての統廃合を推進し、効率的な事業運営による経費の最適化を図ります。 ▶ 農業集落排水施設について、統廃合を検討しているところです。

6. 収支ギャップ解消の取組

(2) 水洗化率の向上

徳島県建設技術センター（委託）による「戸別訪問」、職員による「広報誌などPR」や「イベント時の啓発活動」を行っています。

徳島県市町村別汚水処理人口普及状況（令和3年度末）

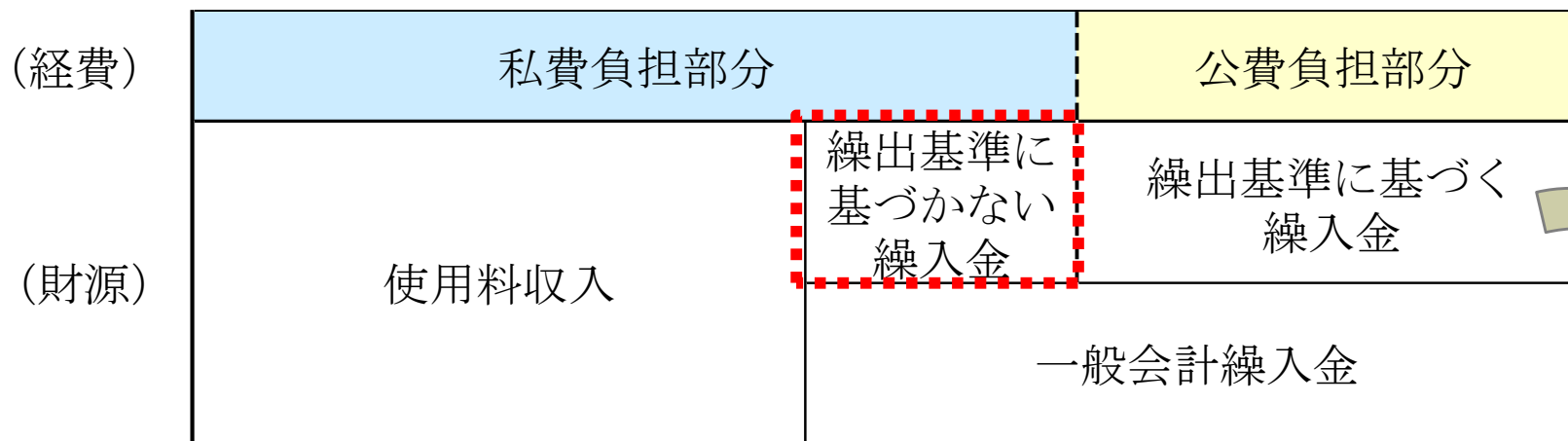


6. 収支ギャップ解消の取組

(3) 下水道使用料の改定（使用料と繰入金）

下水道の整備等に係る私費負担分については、必ずしもその全部が使用料で賄われているわけではありません。私費の対象とされているものについては、適正に使用料で徴収していく必要があります。

(経費)	私費負担部分	公費負担部分
(財源)	使用料収入	繰出基準に基づく繰入金 一般会計繰入金

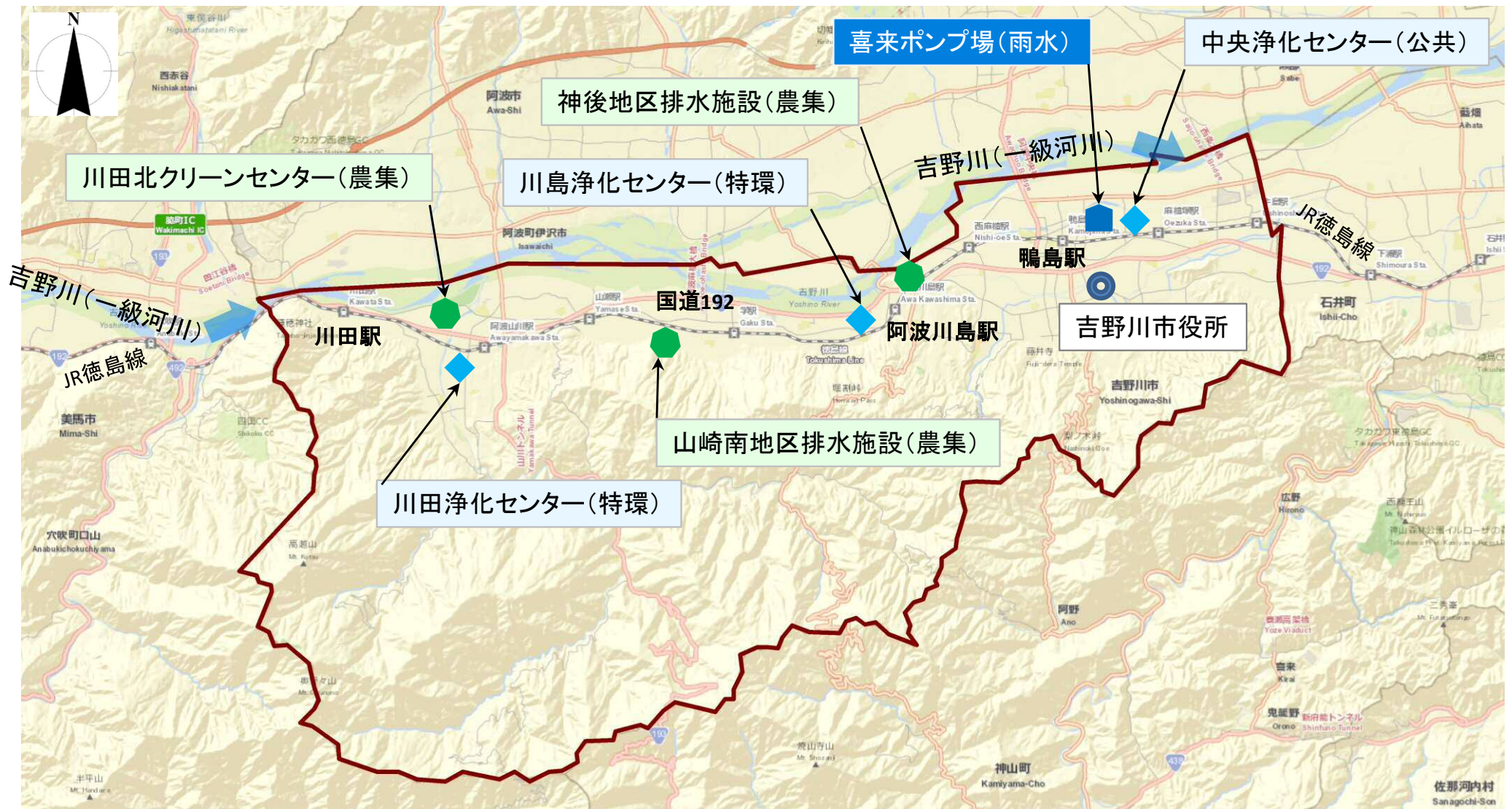


■ 雨水公費・汚水私費の原則

- ・ 汚水処理に要する経費は使用料（私費）で賄うのが原則です。
- ・ ただし、汚水処理に要する経費の一部について、分流式下水道に要する経費は、河川の汚濁防止により環境に資するため、必要限度の公費負担が認められています。
- ・ 雨水処理に要する経費は、その受益が広く市民に及ぶことから、公費で負担します。

6. 収支ギャップ解消の取組

(4) 広域化の検討



【本日の要点】

○ 国の通知

- ・ 総務省の要請内容（P-5～7）

○ 本市下水道の現状

- ・ 下水道使用料単価について（P-17）
⇒類似団体平均より安価（P-17）
⇒公共は最も安価（P-18）
 ※徳島県内においても最安価（P-23）
- ・ 経費回収率について（P-19）
⇒100%未満（独立採算に至っていない）

○ 収支ギャップ解消の取組

- ・ 4点の取組状況（P-26～29）